

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第二項第二号及び別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるものうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの）の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

[1・2 略]

3 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種類別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
連続する搬送	[略]	[略]
波による送信	一、七二〇MHzを超え一、七八五MHz以下	[略]
	下	[略]
	[略]	[略]

[4・5 略]

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
[略]	[略]
一〇・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三dBm以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz)

一 [同上]

[1・2 同上]

3 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種類別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
連続する搬送	[同上]	[同上]
波による送信	一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下	[同上]
	[同上]	[同上]

[4・5 同上]

6 [同上]

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
[同上]	[同上]
一〇・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(二)一三dBm以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz)

一、〇〇〇〇MHz以上二・七	[略]	[略]	[略]	周波数	七七三MHz以上八〇三MHz以下	不要発射の強度の許容値	[略]	陸上移動局の送信装置	(2)	7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。	MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。( )の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。
	[2略]	(一) 五〇dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が( )		1 七七八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七一〇MHzを超え七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの				(1)	[略]	
					1 七七八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七一〇MHzを超え七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの						

一、〇〇〇〇MHz以上二・七	[同上]	[同上]	[同上]	周波数	七七三MHz以上八〇三MHz以下	不要発射の強度の許容値	[同上]	陸上移動局の送信装置	(2)	7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。	MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。( )の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。
	[2同上]	(一) 五〇dBm以下の値	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が( )		1 七七八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの				(1)	[同上]	
					1 七七八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの						



<p>[略]</p> <p>二、一〇〇 MHz以上二、一五三・六 MHz未満</p>	<p>[略]</p>
<p>二、一五三・六 MHz以上二、一七〇 MHz以下</p>	<p>1 七一九 MHzを超え七二三・三三 MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇 dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇 dBm以下の値</p>
<p>三、四〇〇 MHz以上三、四一九・四 MHz以下</p>	<p>1 一、七二〇 MHzを超え一、七五〇 MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇 dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇 dBm以下の値</p>
<p>三、五〇〇・六 MHz以上三、六〇〇 MHz以下</p>	<p>1 一、七二〇 MHzを超え一、七五〇 MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇 dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇 dBm以下の値</p>

<p>[同上]</p> <p>二、一〇〇 MHz以上二、一五三・六 MHz未満</p>	<p>[同上]</p>
<p>二、一五三・六 MHz以上二、一七〇 MHz以下</p>	<p>1 七一九 MHzを超え七二三・三三 MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 三〇 dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 五〇 dBm以下の値</p>

注1 九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八〇五MHz未満、一、八八〇MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯については、一八〇kHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上、一・〇八MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域(チャンネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャンネル間隔(一八〇kHz)のものを除く。)の送信周波数帯域(当該送信周波数帯域にチャンネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。)の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注1の規定にかかわらず、連続する二の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八〇五MHz未満、一、八八〇MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz

注1 九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八三九・九MHz未満、一、八七九・九MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯については、一八〇kHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャンネル間隔とする送信装置にあつては、通信の相手方となる基地局のチャンネル間隔と同じチャンネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域(チャンネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャンネル間隔(一八〇kHz)のものを除く。)の送信周波数帯域(当該送信周波数帯域にチャンネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。)の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注1の規定にかかわらず、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数のうち連続する二の周波数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八三九・九MHz未満、一、八七九・九MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え

未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯において、送信周波数帯域（当該連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二七・四二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一五MHzの組合せの場合は三四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと一〇MHzの組合せの場合は三四・八五MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

〔3 略〕

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるものうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

〔1~7 略〕

8 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1 略〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未	〔略〕
満（一、八四五MHz以上一、八八〇MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及	
び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）	
七〇MHz	
以下を除く。）	

二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯において、送信周波数帯域（当該連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二七・四二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一五MHzの組合せの場合は三四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと一〇MHzの組合せの場合は三四・八五MHz以上離れた周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

〔3 同上〕

二 〔同上〕

〔1~7 同上〕

〔同上〕

〔1 同上〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
一、〇〇〇MHz以上一八GHz未	〔同上〕
満（一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以	
上二、一七〇MHz以下を除	
上二、一七〇MHz	
以下を除	

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔注 略〕 〔3〕・〔4〕 略	〔略〕	一、八四五MHz以上二、八八〇MHz以下	〔略〕
--------------------	-----	----------------------	-----

〔注 同上〕 〔3〕・〔4〕 同上	〔同上〕	一、八三九・九MHz以上二、八七九・九MHz以下	く。)
----------------------	------	--------------------------	-----